

「にちなん学び旅」促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 日南市は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、予算の範囲内において、市内の観光地等に立ち寄り、かつ、県内での宿泊を伴う修学旅行を取り扱う旅行会社に対し、助成金を交付するものとし、その交付については、日南市補助金等交付規則（平成21年規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業及び第三種旅行業の登録を受けている旅行会社で、第3条に規定する助成要件を全て満たす修学旅行を取り扱う者（営業所、支店等を含む。）（以下「助成対象者」という。）とする。

(助成要件)

第3条 この助成金は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) 県内及び県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及びそれらに準ずる学校（以下「旅行申込者」という。）の修学旅行であること。
- (2) 助成金の対象となる期間（以下、「対象期間」という。）内において、修学旅行を実施すること。
なお、対象期間は別表のとおりとする。
- (3) 前号の対象期間内（各年度の最終日を除く。）において、市内観光施設等（体験、宿泊施設、食事及び土産店等）が行程に組み込まれているものであり、かつ、県内に1泊以上（フェリー泊を含む。）宿泊すること。
- (4) 旅行出発日から起算して10日前までに必要書類を提出すること。
- (5) その他助成が適当でないと市長が認める者ではないこと。

(助成対象経費及び助成額)

第4条 第1条の助成金の交付の対象となる経費及び交付額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成金の交付対象は、貸切バス借上げに要する経費（有料道路利用料金、駐車場代、昼食・宿泊等の乗務員経費は除く。）とする。
- (2) 交付額は、貸切バス1台あたり1日30,000円とする。
- (3) 貸切バス借上げに要する経費が30,000円（消費税額分含む。）に満たない場合は、実際に要した額を交付額とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成対象者が助成金の交付の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を、旅行出発日から起算して10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（別記様式第1号）

- (2) 旅行行程表
- (3) 誓約書（別記様式第2号）

（助成金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、助成金を交付することが適当と認められるときは、交付額を決定し、助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

（事業の変更等）

第7条 助成事業者は、助成事業の内容を変更する場合又は申請を取り下げる場合は、速やかに事業変更・中止承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付額の減額、行程の変更等、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認について準用する（別記様式第5号-1及び様式第5号-2）。

（実績報告）

第8条 助成事業者は、旅行終了日から起算して20日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第6号）
- (2) 最終旅行行程表
- (3) バス会社の利用証明書
- (4) 宿泊利用証明書（別記様式第7号）

（交付額の確定通知）

第9条 市長は、前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付額を確定し、助成事業者に助成金交付確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（助成金の交付方法）

第10条 この助成金は、精算払により交付する。

2 助成事業者は、この助成金の交付を請求するときは、請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の支払方法）

第11条 市長は、前条の請求書受理後、助成事業者の指定する金融機関の口座へ30日以内に助成金を振り込むものとする。

（助成金交付決定の取消し、返還）

第12条 助成事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合、市長は、助成金の交付を中止し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 修学旅行を実施しなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他助成金の交付目的を達成することができないと認められる事由が生じたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年7月1日から施行し、令和4年度の予算に係る「にちなん学び旅」促進事業助成金から適用する。

別 表（第3条第2号、第3号関係）

助成年度	対象期間
令和4年度	令和4年9月1日から令和5年3月31日
令和5年度	令和5年4月1日から令和6年3月31日
令和6年度	令和6年4月1日から令和7年3月31日
令和7年度	令和7年4月1日から令和8年3月31日

制定理由

市内の観光地等に立ち寄るバスに対し助成金を交付することで、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復を図るため。